

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月12日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	富山県
3. 市区町村名	射水市
4. 届出番号	27
5. 独自利用事務の事例番号	70-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=17852">http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=17852</a>

執行機関名 射水市長

妊産婦の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	射水市妊産婦医療費助成に関する条例(平成17年射水市条例第141号)による妊産婦の医療費助成に関する事務
②番号法別表第1の項	49	
③番号法別表第2の項	70	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表1 第24の項 射水市妊産婦医療費助成に関する条例(平成17年射水市条例第141号)による妊産婦の医療費助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子保健法(昭和40年法律第141号)第1条	射水市妊産婦医療費助成に関する条例(平成17年射水市条例第141号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため</u> 、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。	この条例は、妊産婦の医療費の一部を本人に助成し、その疾病の早期発見と適正な医療を確保することにより、 <u>母子の健康の保持及び増進を図ることを目的とする</u> 。
⑦独自利用事務の関連規範		射水市妊産婦医療費助成に関する条例(平成17年射水市条例第141号) 第1条 射水市妊産婦医療費助成に関する条例施行規則(平成17年射水市規則第70号) 富山県乳児、幼児及び妊産婦医療費助成事業補助金交付要綱